

(ゴシック体は電波監理審議会の必要的諮問事項)

電波法施行規則等の一部を改正する省令案新旧対照条文

○電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行								
<p>第二十八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 <u>国際航海に従事する次の表の上欄に掲げる船舶の義務船舶局の無線設備には、前三項の機器のほか、設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備であつてそれぞれ同表の下欄に掲げる装置を備えるものを備えなければならない。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">船 船 の 区 分</th> <th style="text-align: center;">装 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総トン数一五〇トン以上の旅客船</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">航海情報記録装置</td> </tr> <tr> <td>総トン数三、〇〇〇トン以上の旅客船以外の船舶 (専ら漁労に従事する船舶を除き、平成十四年七月一日以降に建造されたものに限る。)</td> </tr> <tr> <td>総トン数三、〇〇〇トン以上の旅客船以外の船舶(専ら漁労に従事する船舶を除き、平成十四年六月三十日</td> <td>船舶設備規程等の一部を改正する省令(平成十四年国土交通省令第七十五号)附則第二条第九項に規定する簡易型航海情報記録装置を備えていないもの</td> <td style="text-align: center;">航海情報記録装置</td> </tr> </tbody> </table>	船 船 の 区 分	装 置	総トン数一五〇トン以上の旅客船	航海情報記録装置	総トン数三、〇〇〇トン以上の旅客船以外の船舶 (専ら漁労に従事する船舶を除き、平成十四年七月一日以降に建造されたものに限る。)	総トン数三、〇〇〇トン以上の旅客船以外の船舶(専ら漁労に従事する船舶を除き、平成十四年六月三十日	船舶設備規程等の一部を改正する省令(平成十四年国土交通省令第七十五号)附則第二条第九項に規定する簡易型航海情報記録装置を備えていないもの	航海情報記録装置	<p>第二十八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 <u>義務船舶局のある船舶のうち、国際航海に従事する総トン数三、〇〇〇トン以上の船舶(旅客船及び専ら漁ろうに従事する船舶を除き、平成十四年六月三十日以前に建造されたものに限る。)</u>の義務船舶局の無線設備には、<u>船舶設備規程等の一部を改正する省令(平成十四年国土交通省令第七十五号)附則第二条第九項の規定により航海情報記録装置又は簡易型航海情報記録装置(電波を使用しないものに限る。)</u>を備えていない場合は、<u>前三項の機器のほか、設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備を備えなければならない。</u></p>
船 船 の 区 分	装 置								
総トン数一五〇トン以上の旅客船	航海情報記録装置								
総トン数三、〇〇〇トン以上の旅客船以外の船舶 (専ら漁労に従事する船舶を除き、平成十四年七月一日以降に建造されたものに限る。)									
総トン数三、〇〇〇トン以上の旅客船以外の船舶(専ら漁労に従事する船舶を除き、平成十四年六月三十日	船舶設備規程等の一部を改正する省令(平成十四年国土交通省令第七十五号)附則第二条第九項に規定する簡易型航海情報記録装置を備えていないもの	航海情報記録装置							

5 ～ 10 (略)

以前に建造された
ものに限る。)

船舶設備規程 (昭和九年逓
信省令第六号) 第四百十六
条の三十に規定する航海情
報記録装置又は船舶設備規
程等の一部を改正する省令
附則第二条第九項に規定す
る簡易型航海情報記録装置
(電波を使用しないものに
限る。)を備えていないもの

簡易型航海情報
記録装置

5 ～ 10 (略)

改正案	現行
<p>（航海情報記録装置等を備える衛星位置指示無線標識）</p> <p>第四十五条の三の五 G-B電波四〇六MHzから四〇六・一MHzまで及びA三X電波一一一・五MHzを使用する衛星位置指示無線標識であつて、船舶設備規程（昭和九年逡信省令第六号）第四百四十六条の三十に規定する航海情報記録装置又は船舶設備規程等の一部を改正する省令（平成十四年国土交通省令第七十五号）附則第二条第九項に規定する簡易型航海情報記録装置を備えるものは、第四十五条の二第一項各号の条件によるほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。</p> <p>一〜四 （略）</p>	<p>（簡易型航海情報記録装置を備える衛星位置指示無線標識）</p> <p>第四十五条の三の五 G-B電波四〇六MHzから四〇六・一MHzまで及びA三X電波一一一・五MHzを使用する船舶設備規程等の一部を改正する省令（平成十四年国土交通省令第七十五号）附則第二条第九項に規定する簡易型航海情報記録装置を備える衛星位置指示無線標識は、第四十五条の二第一項各号の条件によるほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。</p> <p>一〜四 （略）</p>

改正案													現行													
別表第七号 機器の型式表示に係る指定項目（第8条関係）													別表第七号 機器の型式表示に係る指定項目（第8条関係）													
項目 区分	機種	用途	使用する環境	合格者	方式	周波数	送信受信の別	電力	電波の型式	チャンネル	確度	番号	項目 区分	機種	用途	使用する環境	合格者	方式	周波数	送信受信の別	電力	電波の型式	チャンネル	確度	番号	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
設備規則第45条の3の5に規定する無線設備の機器	○	○	○	○	○	○		○				○	設備規則第45条の3の5に規定する無線設備の機器	○	○	○	○		○		○				○	

(略)												
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

注 指定項目は、○印を付したものとする。

別表第八号 機器の型式に関する記号（第8条関係）

区分	内 容		記号
(略)	(略)		(略)
5 方式	(略)		(略)
	<u>捜索救助用</u>	<u>海面において使用するもの</u>	<u>1</u>
	<u>レーダート</u>	<u>その他のもの</u>	<u>2</u>
	<u>ランスポン</u>		
	<u>ダ及び捜索</u>		
	<u>救助用位置</u>		
	<u>指示送信装</u>		
	<u>置の機器</u>		
	<u>設備規則第</u>	<u>船舶設備規程（昭和9年逡信省令</u>	<u>1</u>
	<u>45条の3の</u>	<u>第6号）第146条の30に規定す</u>	
	<u>5に規定す</u>	<u>る航海情報記録装置を備えるも</u>	
	<u>る無線設備</u>	<u>の</u>	
	<u>の機器</u>	<u>船舶設備規程等の一部を改正す</u>	<u>2</u>
		<u>る省令（平成14年国土交通省令</u>	

(略)												
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

注 指定項目は、○印を付したものとする。

別表第八号 機器の型式に関する記号（第8条関係）

区分	内 容		記号
(略)	(略)		(略)
5 方式	(略)		(略)
	<u>捜索救助用</u>	<u>海面において使用するもの</u>	<u>1</u>
	<u>レーダート</u>	<u>その他のもの</u>	<u>2</u>
	<u>ランスポン</u>		
	<u>ダ及び捜索</u>		
	<u>救助用位置</u>		
	<u>指示送信装</u>		
	<u>置の機器</u>		

		第 75 号) 附則第 2 条第 9 項に規定する簡易型航海情報記録装置を備えるもの	
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)		(略)

注 この表の内容の欄に使用されている略字は、計量法に基づく計量単位を表す。

	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)		(略)

注 この表の内容の欄に使用されている略字は、計量法に基づく計量単位を表す。